

令和6年6月21日  
こ成母第276号

都道府県知事  
各 市 町 村 長 殿  
特 別 区 長

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

## 別 紙

### 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

#### （通則）

- 1 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この補助金は、令和5年12月28日こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
  - （1）「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業  
保健所設置市（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）、特別区、市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）が行う事業
  - （2）新生児マスキング検査に関する実証事業  
都道府県、指定都市が行う事業
  - （3）妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業  
都道府県が行う事業

#### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

  - （1）別表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - （2）（1）により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計

額を算出する。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
  - (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。  
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市及び特別区の長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第 2 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、別紙様式第 2 による申請書を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 3 による変更交付申請書を 6 に定める申請手続の例により、別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

8 都道府県知事は、3 の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第 2-2 又は別紙様式第 3-2 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、6 又は 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 50 日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第 4 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに

都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、令和7年4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) (1) 以外で都道府県等がこの補助金の交付を受けた場合

都道府県知事等は、別紙様式第4による報告書を令和7年4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、3の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	<p>○「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業</p> <p>① 1か月児健康診査 4,000円×実施人数</p> <p>② 5歳児健康診査 3,000円×実施人数</p>	<p>「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金</p>	1/2
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業	<p>○新生児マススクリーニング検査に関する実証事業</p> <p>6,000円×実施人数</p>	<p>新生児マススクリーニング検査に関する実証事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金</p>	1/2
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業	<p>○妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業</p> <p>1都道府県当たり 1,317,000円×実施月数</p>	<p>妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給さ</p>	1/2

		れるものに限る)、 報償費、共済費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費及び印刷 製本費)、役務費(通 信運搬費、広告料)、 委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費	
--	--	--	--

## 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金調書

補助事業者名

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補 助金相当額	支 出 済 額	うち国庫補 助金相当額	
母子保健衛生対策費	円			円	円		円	円	円	円	
16 母子保健衛生費 補 助 金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。



別紙様式第2

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
市 町 村 長  
特 別 区 長

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の  
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

（ また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 ）

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 [別表]
- 3 国庫補助金所要額調書 [様式1]
- 4 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
  - (2) その他参考資料
  - (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1-2]
  - (4) 市町村長から提出のあった交付申請書

※（ ）内については、交付要綱6（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書

市町村名

令和 年 年 月 日第 号で申請のあった令和6年度(令和5年度からの繰越分)母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 年 月 日こ成母第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年※月※日こ成母第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
市 町 村 長  
特 別 区 長

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の  
変更交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

〔 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1	国庫補助金申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	今回増加額	金	円

2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 [別表]

3 国庫補助金所要額調書 [様式2]

4 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考資料

〔 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2]  
(4) 市町村長から提出のあった交付申請書 〕

※ ( ) 内については、交付要綱6 (1) の例により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日こ成母第 号で交付決定された令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金については、令和 年 月 日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年※月※日こ成母第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円

- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式第4

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
市 町 村 長  
特 別 区 長

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の  
事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

（ また、管内市町村分の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 ）

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金精算額総括表 [別表]
- 3 国庫補助金精算額調書 [様式3]
- 4 添付書類
  - (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - (2) その他参考資料
  - (3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式3-2]
  - (4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書

※（ ）内については、交付要綱11（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

番 号

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書

市町村名

令和 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

別紙様式第5

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
市 町 村 長  
特 別 区 長

令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ成母第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。